

春日井市地域生活支援事業実施要綱

目次

第1章 総則（第1条―第3条）

第2章 相談支援事業（第4条―第9条）

第3章 意思疎通支援事業（第10条―第11条の3）

第4章 地域生活支援サービス（第12条―第26条）

第5章 日常生活用具給付等事業（第27条―第34条）

第6章 自動車運転免許取得・改造事業（第35条―第39条）

第7章 補則（第40条―第43条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、春日井市地域生活支援事業規則（平成18年春日井市規則第66号。以下「規則」という。）第41条の規定に基づき、地域生活支援事業の実施について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において「成年後見制度利用支援事業」とは、障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害者又は精神障害者に対し、成年後見人制度の利用を支援することにより、当該障害者の権利擁護を図る事業をいう。

2 この要綱において「手帳所持者」とは、市内に居住地を有する障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）であって、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所又は児童福祉

法（昭和22年法律第164号）第12条第1項に規定する児童相談所が行った判定結果に基づき、知事から療育手帳の交付を受けた者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者をいう。

- 3 この要綱において「自動車運転免許取得・改造助成事業」とは、身体障害者（身体障害者福祉法第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者のうち、同法第9条第1項から第3項までの規定により市が同法に定める援護を行うものをいう。以下同じ。）に対し、自動車運転免許（道路交通法（昭和35年法律第105号）第84条第1項の公安委員会の運転免許をいう。以下「免許」という。）の取得に要する費用（以下「自動車運転免許取得費」という。）の一部を助成することにより、又は身体障害者及び身体障害者と同一世帯の者が身体障害者の就労等に伴って自動車を取得する場合、その自動車の改造又は既に改造された自動車の購入に要する費用（以下「自動車改造費」という。）の一部を助成することにより、就労その他の社会活動への参加を促進する事業をいう。

（地域生活支援事業）

第3条 規則第3条第1項第3号のその他市長が定める事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 成年後見制度利用支援事業
- (2) 自動車運転免許取得・改造助成事業

第2章 相談支援事業

（基幹相談支援センター等の職員）

第4条 規則第4条第1項の基幹相談支援センター及び同条第2項の障害者生活支援センターに専門的職員として次の各号のいずれかに該当する者を置く。

- (1) 社会福祉士
- (2) 保健師
- (3) 精神保健福祉士
- (4) その他相談支援機能を強化するために必要と認められる者

(成年後見制度利用支援事業)

第5条 成年後見制度利用支援事業における支援内容は、次のとおりとする。

- (1) 知的障害者福祉法第28条又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第51条の11の2の規定に基づき市長が行う審判の請求（以下「審判請求」という。）の実施
- (2) 審判請求の費用負担及び成年後見人、保佐人又は補助人（以下「成年後見人等」という。）の報酬の全部又は一部の助成
(審判請求の対象者)

第6条 市長は、判断能力が不十分な知的障害者又は精神障害者（以下「対象者」という。）であって、次の各号のいずれにも該当する者に対して審判請求を行うものとする。

- (1) 法第19条第1項の規定による市長の支給決定を受け、障害福祉サービスを利用している者又は利用しようとする者
- (2) 民法（明治29年法律第89号）第7条、第11条、第15条第1項に規定する審判の請求（以下「審判の請求」という。）を行うことが必要と認める者
- (3) 配偶者及び2親等以内の親族がいない者又は本人並びにこれらの者による審判の請求が見込まれない者。ただし、3親等及び4親等の親族であって、審判の請求を行う者の存在が明らかであるときは、この限りでない。

2 前項第1号の規定を満たさない対象者であって、同項第2号及び第3号の規定に該当する者が、次の各号のいずれかに該当し、かつ、春日井市が当該措置又は保護の実施者であるときは、前項第1号の規定にかかわらず審判請求を行うことができる。

- (1) 身体障害者福祉法第18条第1項若しくは第2項、知的障害者福祉法第15条の4若しくは第16条第1項第2号又は障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）第9条第2項の規定により措置を受けている者
- (2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者

- 3 緊急かつやむを得ない理由により審判請求が必要と市長が認めるときは、第1項の規定にかかわらず、審判請求をすることができる。

(審判請求の手続)

第6条の2 審判請求に係る申立書、添付書類及び予納すべき費用等の手続は、家庭裁判所の定めるところによる。

(審判請求の費用負担)

第7条 市は、家事事件手続法（平成23年法律第52号）第28条第1項の規定により、審判請求に係る費用（以下「審判請求費用」という。）を負担するものとする。

(審判請求費用の求償)

第7条の2 市長は、審判請求を行った対象者（以下「審判対象者」という。）に、審判請求費用を負担する能力があると認めるときは、審判対象者に対する審判請求費用の求償権を得るため、家庭裁判所に対して家事事件手続法第28条第2項に規定する審判を促す申立てを審判請求と同時に行うものとする。

- 2 市長は、前項の規定による決定があったときは、審判対象者に審判請求費用の全部又は一部の返還を求めることができる。

(成年後見人等報酬の助成)

第8条 市長は、成年被後見人、被保佐人又は被補助人（以下「成年被後見人等」という。）について、市内に居住地を有する者又は市が生活保護法その他の法令に基づく援護を行う者（他の市町村から同趣旨の助成を受けることができる者を除く。）であって、次の各号のいずれかに該当するものに対して予算の範囲内で、当該成年被後見人等が成年後見人等（民法第725条に規定する親族である場合を除く。）に支払う報酬の全部又は一部を助成することができる。

- (1) 生活保護法による保護を受けている者
- (2) 成年被後見人等の属する世帯の収入及び資産から成年後見人等報酬費用を控除したときに、生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）により算定した最低生活費の額を下回る者
- (3) 成年被後見人等の属する世帯の当該報酬に係る期間の収入が、単身世帯で

1,500,000円（単身世帯以外の世帯にあつては、1,500,000円に世帯員が1人増えるごとに500,000円を加算した額）を12に除して得た金額に当該報酬に係る期間の月数を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）以下であつて、市長が助成を必要と認める者（当該報酬に係る期間の末日において、成年被後見人等の属する世帯の預貯金等の額が3,500,000円（単身世帯以外の世帯にあつては、3,500,000円に世帯員が1人増えるごとに1,000,000円を加算した額）以下であり、かつ、成年被後見人等の属する世帯がその居住の用に供する家屋その他日常生活のために必要な資産以外に利用し得る資産を所有していない者に限る。）

（助成金の額）

第8条の2 前条の規定による助成金（以下「助成金」という。）の額は、成年被後見人等が負担する成年後見人等に対する報酬額以内の額とし、月額28,000円を限度とする。ただし、次に掲げる施設等に入所している者については、月額18,000円を限度とする。

- (1) 法第19条第3項に規定する特定施設
- (2) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の4の規定に基づく養護老人ホーム及び同法第20条の5の規定に基づく特別養護老人ホーム
- (3) 生活保護法第38条の規定に基づく保護施設
- (4) 前3号に掲げる施設に準ずる施設として市長が認める施設

（助成金の申請）

第9条 助成金の申請をしようとする者は、成年後見人等報酬費用助成金支給申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

（助成金の決定）

第9条の2 市長は、前条の規定による申請があつたときは、これを審査し、その可否を決定し、成年後見人等報酬費用助成金支給決定通知書（第2号様式）又は成年後見人等報酬費用助成金支給却下通知書（第3号様式）により通知するものとする。

第3章 意思疎通支援事業

（登録の該当者）

第10条 市長は、規則第9条第2項の規定による審査について、次の各号のいずれかに該当する者から申請があったときは、同項に規定する登録の決定をするものとする。

- (1) 手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する省令（平成21年厚生労働省令第96号）の規定に基づき実施された手話通訳技能認定試験に合格し、登録を受けた者
- (2) 手話通訳者全国統一試験に合格し、愛知県の手話通訳者として登録された者その他これに準ずる者として市長が適当と認める者
- (3) 全国統一要約筆記者認定試験に合格した者
- (4) その他市長が適当と認めた者

（登録証）

第10条の2 手話通訳者等は、業務を行うに当たっては、常に登録証（第3号様式の2）を携帯するものとする。

- 2 手話通訳者等は、関係者から請求を受けたときは、登録証を提示しなければならない。
- 3 手話通訳者等は、登録証を他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 4 手話通訳者等は、登録証を毀損し、又は紛失したときは、速やかに市長に届け出なければならない。
- 5 手話通訳者等は、職務を退いたときは、登録証を直ちに市長に返還しなければならない。

（派遣の範囲等）

第11条 手話通訳者等の派遣申請ができる場合は、市内に居住地を有する障害者等又は障害者等によって構成される団体が、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 官公庁、学校その他の公的機関に出向いて手続き又は相談をする場合
- (2) 医療機関の受診、相談又は健康診断を受ける場合
- (3) 就職の面接、労働条件の協議等の就労に関する活動を行う場合

(4) 交通事故、消費生活、契約行為、隣人とのトラブル等に係る紛争処理又は交渉を行う場合

(5) その他市長が必要と認めた場合

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は派遣しないものとする。

(1) 通勤、営業活動等の経済的活動に係る場合

(2) 通学等の通年かつ長期にわたる外出の場合

(3) 研修会、講演会、会議、交流事業等主催者が対応すべき事業に参加する場合

(4) 政治活動又は宗教活動に係る場合

(5) 社会通念上本制度を利用することが適当でない場合

3 手話通訳者等を派遣する地域は、愛知県内とする。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りではない。

(手話通訳者等の業務費)

第11条の2 手話通訳者等には、1回の派遣につき、次に掲げる勤務時間の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める業務費を支給する。

(1) 1時間に満たない勤務時間 2,000円

(2) 1時間を超える勤務時間 2,000円に1時間を超える30分間(30分に満たない端数があるときは、これを30分に切り上げる。)までごとに1,000円を加算した額

2 夜間勤務(午後10時から翌日の午前5時までに行われる勤務をいう。)を行った手話通訳者等には、勤務時間(分を単位とする。)を60で除して得た数に500円を乗じて得た額を夜間勤務に係る業務費として支給する。

3 第1項の規定にかかわらず、手話通訳者が設置型手話通訳者(規則第11条に規定する手話通訳者をいう。次項において同じ。)の業務を行う場合は、勤務時間(分を単位とする。)を60で除して得た数に1,340円を乗じて得た額を支給する。

4 第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、1日当たり7時間45分(以下こ

の項において「正規の勤務時間」という。）を超えて設置手話通訳者の業務をした手話通訳者には、春日井市職員の給与に関する条例（昭和36年春日井市条例第1号）に規定する再任用短時間勤務職員の時間外勤務手当の例により算定した額の時間外勤務に係る業務費を支給する。この場合において、時間外勤務に係る業務費の支給の基礎となる勤務時間数は、その月の正規の勤務時間以外の勤務時間の合計時間とし、その勤務時間数に1時間未満の端数を生じたときは、実勤務時間に応じた時間外勤務に係る業務費を支給するものとする。当該端数に対する時間外勤務に係る業務費の額は、1,340円に当該1時間未満の端数の時間（分を単位とする。）を60で除して得た数を乗じて算定するものとする。

- 5 前各項に規定する業務費の額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

（手話通訳者等の交通費）

第11条の3 手話通訳者等が業務を行うに当たって公共交通機関を利用し、又は自動車、原動機付自転車その他原動機付の交通用具（以下この項において「自動車等」という。）を使用したときは、次の各号に定める交通手段の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を交通費として支給する。

- (1) 公共交通機関 最も合理的であると認められる公共交通機関の運賃相当額
- (2) 自動車等 出発地から用務地までの一般に使用し得る最短の経路の距離（キロメートルを単位とし、1キロメートル未満の端数があるときは、これを切り上げた距離）に30円を乗じて得た額及び業務を行うために必要と認められる駐車場使用料実費相当額

第4章 地域生活支援サービス

（地域生活支援サービスの対象者等）

第12条 規則第13条の市長が別に定める基準及び規則第22条第3項の市長が別に定める基準により算定した費用の額（別表第1において「費用の額」という。）は、別表第1のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、障害者等の障害支援区分及び心身の障害の状態、障害者等の介護を行う者の状況等を勘案して、特に必要があると認めるときは、当該障害者等に地域生活支援サービスを利用させることができる。

(規則第17条第2項の市長が別に定める期間)

第13条 規則第17条第2項の市長が別に定める期間は、1月とする。

(規則第18条の市長が別に定める期間)

第14条 規則第18条の市長が別に定める期間は、6年とする。

(規則第21条第1項第3号のその他市長が別に定めるとき)

第15条 規則第21条第1項第3号のその他市長が別に定めるときは、支給決定障害者等が規則第16条又は規則第19条第1項に規定する変更の申請に関し虚偽の申請をしたときとする。

(規則第22条第1項の市長が別に定める費用)

第16条 規則第22条第1項の市長が別に定める費用は、日中一時支援事業における食事の提供に要する費用及び光熱水費（入浴に係るものに限る。）とする。

(指定地域生活支援サービスに係る負担上限月額)

第17条 削除

(地域生活支援サービス費の請求)

第18条 指定地域生活支援サービス事業者は、市長に対し地域生活支援サービス費を請求する場合には、地域生活支援サービス費請求書（第4号様式）に次に掲げる書類を添えて請求しなければならない。

- (1) 地域生活支援サービス費明細書（第5号様式）
- (2) 移動支援事業提供実績記録票（第6号様式）
- (3) 地域活動支援センター事業提供実績記録票（第7号様式）
- (4) 日中一時支援事業提供実績記録票（第8号様式）
- (5) 訪問入浴サービス事業提供実績記録票（第9号様式）

第19条及び第20条 削除

(指定地域生活支援サービス事業者の指定の申請)

第21条 規則第25条第1項に規定する指定の申請をしようとする者は、指定地域生活支援サービス事業者指定申請書（第10号様式）及び次に掲げる添付書類を市長に申請しなければならない。

- (1) 申請者の登記事項証明書又は条例等
- (2) 事業所の平面図（設備及び備品が確認できるものに限る。）
- (3) 事業所の管理者及びサービス提供責任者の氏名、経歴及び住所を記載した書類
- (4) 運営規程
- (5) 利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要を記載した書類
- (6) 当該申請に係る事業に係る従業員の勤務の体制及び勤務形態を記載した書類
- (7) 従業員の資格を証する書類（移動支援事業及び訪問入浴サービス事業に限る。）
- (8) 法人市民税納税証明書

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、これを審査し、その可否を決定し、指定地域生活支援サービス事業者指定・変更・更新決定通知書（第11号様式）又は指定地域生活支援サービス事業者指定・変更・更新却下通知書（第12号様式）により通知するものとする。

（規則第25条第2項第5号のその他市長が別に定める事項）

第22条 規則第25条第2項第5号のその他市長が別に定める事項に該当するときは、申請者が、指定の申請前5年以内に地域生活支援サービスに関し不正又は著しく不当な行為をした者であるときとする。

（指定の変更）

第23条 規則第26条第1項に規定する指定の変更をしようとする者は、指定地域生活支援サービス事業者変更申請書（第13号様式）及び第21条第1項各号に掲げる添付書類のうち当該指定の変更に係るものを市長に申請しなければならない

い。

- 2 前項の規定による申請があったときは、これを審査し、その可否を決定し、指定地域生活支援サービス事業者指定・変更・更新決定通知書又は指定地域生活支援サービス事業者指定・変更・更新却下通知書により通知するものとする。

(指定の更新)

第24条 規則第27条第1項に規定する指定の更新をしようとする者は、指定地域生活支援サービス事業者更新申請書（第14号様式）及び第21条第1項各号に掲げる添付書類を市長に申請しなければならない。

- 2 前項の規定による申請があったときは、これを審査し、その可否を決定し、指定地域生活支援サービス事業者指定・変更・更新決定通知書又は指定地域生活支援サービス事業者指定・変更・更新却下通知書により通知するものとする。

(指定地域生活支援サービスの事業の基準)

第25条 規則第28条第1項の市長が別に定める基準及び同条第2項の市長が別に定める指定地域生活支援サービスの事業の設備及び運営に関する基準は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める基準の例によるものとする。

- (1) 移動支援事業 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）のうち指定居宅介護に係る部分に限る。
- (2) 地域活動支援センター事業 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第175号。設備の基準にあつては、利用者1人当たりの床面積が3平方メートル以上であつて創作活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進等ができる場所並びに便所を備えるものとし、職員の配置の基準にあつては、施設長1人及び利用者の数が15人までは指導員2人以上を配置することとし、利用者の数が15人を超えるときは2人に、利用者の数が5人又はその端数を増すごとに、1人を加えて得た数の指導員を

配置することとする。)

- (3) 日中一時支援事業 指定障害福祉サービス基準のうち短期入所に係る部分
(人員に関する基準にあつては、利用者の数が6人までは生活支援員又は介護職員1人以上を配置することとし、利用者の数が6人を超えるときは1人に、利用者の数が6人又はその端数を増すごとに、1人を加えて得た数を配置することとする。設備に関する基準にあつては、利用者1人当たりの床面積8平方メートル以上(利用者が重症心身障害児者の場合にあつては、5平方メートル以上)及び寝台若しくはこれに代わる設備を有するほか、洗面所及び便所を備えるものとする。)

- (4) 訪問入浴サービス事業 指定障害福祉サービス基準のうち指定居宅介護に係る部分(人員に関する基準にあつては、訪問入浴サービスの提供に従事する職員を3人以上配置することとし、そのうち1人以上の者は看護師又は准看護師とし、他の職員は介護職員とする。設備に関する基準にあつては、浴槽、湯沸機、貯水タンク、入浴担架等サービスの実施に適切な設備及び機材を備えることとする。)

(規則第29条のその他市長が定める事項)

第26条 規則第29条のその他市長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所
 - (2) 第21条第1項第1号及び第3号から第6号までに規定する書類に記載された事項
- 2 規則第29条に規定する指定地域生活支援サービス事業者に係る変更の届出は、指定地域生活支援サービス事業変更届(第15号様式)によらなければならない。
- 3 規則第29条の規定による指定地域生活支援サービスの事業の廃止、休止又は再開の届出は、指定地域生活支援サービス事業廃止・休止・再開届(第16号様式)によらなければならない。

第5章 日常生活用具給付等事業

(日常生活用具費の種類等)

第27条 規則第33条第1項の規定による給付等の対象者は、在宅の障害者等であつて、別表第2（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第1条に基づき厚生労働大臣が定める特殊の疾病（平成27年厚生労働省告示第292号）に掲げる疾病に該当する者（以下「難病患者等」という。）にあつては、別表第3）種目の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表対象者の欄に掲げる者とする。ただし、介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する居宅介護サービス費（同法に規定する福祉用具貸与に係るものに限る。）、居宅介護福祉用具購入費、居宅介護住宅改修費、介護予防サービス費（同法に規定する介護予防福祉用具貸与に係るものに限る。）、介護予防福祉用具購入費又は介護予防住宅改修費の支給を受けることができる者を除く。

2 規則第33条第1項の規定による給付の対象となる日常生活用具の種目、性能、同条第2項の市長が別に定める基準により算定した費用の額（別表第2及び別表第3において「金額」という。）及び耐用年数については、別表第2及び別表第3のとおりとする。

3 前2項の規定にかかわらず、既に給付を受けた日常生活用具と同一の日常生活用具の給付について、当該日常生活用具の耐用年数を経過していない場合は、原則として給付の対象外とする。

（日常生活用具費の支給等）

第28条 規則第33条第1項の市長が別に定める者及び同項の別に定める基準は、政令第43条の2に規定する補装具費の支給の例による。

2 規則第33条第2項の市長が別に定める額その他日常生活用具費に係る負担上限月額については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下「政令」という。）第43条の3に規定する補装具費に係る負担上限月額の例による。

（規則第34条の市長が別に定める添付書類）

第29条 規則第34条の市長が別に定める添付書類は、次に掲げる書類とする。ただし、市長は、当該添付書類により証明すべき事項を公簿等によって確認する

ことができるときは、当該添付書類を省略させることができる。

- (1) 医師の意見書又は診断書
- (2) 当該申請に係る日常生活用具の給付等に要する費用の見積書
- (3) 当該申請に係る障害者等又はその属する世帯の他の世帯員の所得の状況に関する書類
- (4) 居宅生活動作補助用具支給事業計画書（居宅生活動作補助用具の支給申請に限る。）

（日常生活用具の給付等）

第30条 支給決定障害者等は、日常生活用具の給付等に当たっては、日常生活用具費支給券（規則第17号様式）を指定日常生活用具給付等事業者に提出するものとする。

- 2 規則第36条第2項の規定により、指定日常生活用具給付等事業者が、支給決定障害者等に代わって日常生活用具費の支払いを受けるときは、当該指定日常生活用具給付等事業者は、請求書に日常生活用具費支給券を添えて、市長に請求しなければならない。

（指定日常生活用具給付等事業者の指定の申請）

第31条 規則第37条において準用する規則第25条第1項に規定する指定の申請をしようとする者は、指定日常生活用具給付等事業者指定申請書（第17号様式）及び次に掲げる添付書類を市長に申請しなければならない。

- (1) 申請者の登記事項証明書
- (2) 事業経歴書
- (3) 法人市民税納税証明書
- (4) 当該申請に係る設備機材の概要を記載した書類
- (5) 事業者登録票（第17号様式の2）

- 2 前項の規定による申請があったときは、これを審査し、その可否を決定し、指定日常生活用具給付等事業者指定・変更・更新決定通知書（第18号様式）又は指定日常生活用具給付等事業者指定・変更・更新却下通知書（第19号様式）により

通知するものとする。

(指定の変更)

第32条 規則第37条において準用する規則第26条第1項に規定する指定の変更をしようとする者は、指定日常生活用具給付等事業者変更申請書(第20号様式)及び前条第1項各号に掲げる添付書類のうち当該指定の変更に係るものを市長に申請しなければならない。

- 2 前項の規定による申請があったときは、これを審査し、その可否を決定し、指定日常生活用具給付等事業者指定・変更・更新決定通知書又は指定日常生活用具給付等事業者指定・変更・更新却下通知書により通知するものとする。

(指定の更新)

第33条 規則第37条において準用する規則第27条第1項に規定する指定の更新をしようとする者は、指定日常生活用具給付等事業者更新申請書(第21号様式)及び第31条第1項各号に掲げる添付書類を市長に申請しなければならない。

- 2 前項の規定による申請があったときは、これを審査し、その可否を決定し、指定日常生活用具給付等事業者指定・変更・更新決定通知書又は指定日常生活用具給付等事業者指定・変更・更新却下通知書により通知するものとする。

(変更の届出等)

第34条 規則第37条において準用する規則第29条のその他市長が定める事項は、第31条第1項第1号、第3号及び第5号に規定する書類に記載された事項とする。

- 2 同条に規定する指定日常生活用具給付等事業者に係る変更の届出は、指定日常生活用具給付等事業者事業変更届(第22号様式)によらなければならない。
- 3 同条の規定による指定日常生活用具給付等事業の廃止、休止又は再開の届出は、指定日常生活用具給付等事業廃止・休止・再開届(第23号様式)によらなければならない。

第6章 自動車運転免許取得・改造事業

(自動車運転免許取得・改造事業の対象者)

第35条 自動車運転免許取得費の助成を受けることができる者は、市内に居住地を有する身体障害者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 道路交通法第96条に規定する運転免許試験の受験資格を有し、かつ、就労等社会活動への参加のため免許を取得した者
- (2) 免許を取得した日の属する年度（免許を取得した日が4月1日から6月30日までの間である場合にあっては、前年度）の所得が特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第20条の規定による政令で定める額（以下「基準額」という。）を超えない者

2 自動車改造費の助成を受けることができる者は、市内に居住地を有する者であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 上肢、下肢又は体幹機能障害を有する身体障害者であって、次のいずれにも該当するもの（以下「本人運転者」という。）

ア 就労等に伴い自らが所有し、運転する自動車の操向装置、駆動装置等の一部を改造する必要がある者

イ 改造助成を行う月の属する年度（改造助成を行う月が4月から6月までの場合にあっては、前年度）の所得が基準額を超えない者

ウ 道路交通法第91条の免許の条件を付された者

- (2) 自ら運転できない身体障害者（常時車いす等を使用する下肢又は体幹機能障害2級以上の者に限る。）と同一世帯の者であって、次のいずれにも該当するもの（以下「介護運転者」という。）

ア 当該身体障害者の移動のため、所有する自動車を回転座席、移乗装置付等に改造し、又は既に改造された自動車を購入することが必要な者

イ 当該身体障害者の改造助成を行う月の属する年度（改造助成を行う月が4月から6月までの場合にあっては、前年度）の所得が基準額を超えない者

（申請）

第36条 前条の規定による自動車運転免許取得費の助成を申請しようとする者は

免許の取得後6月以内に、自動車改造費の助成の申請をしようとする者は改造又は既に改造された自動車の購入前に、自動車運転免許取得費・自動車改造費助成申請書（第24号様式）に次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 自動車運転免許取得費 運転免許証の写し、領収書（自動車教習所が発行したもの）、請求書及び所得の額を証する書類
- (2) 自動車改造費（本人運転者） 運転免許証の写し、見積書及び所得の額を証する書類
- (3) 自動車改造費（介護運転者） 住民票の写し、身体障害者手帳の写し、見積書及び所得の額を証する書類

2 市長は、前項各号に規定する書類によって証明すべき事項を公簿等によって確認できるときは、当該書類を省略させることがある。

（決定等）

第37条 市長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査し、その可否を決定し、自動車運転免許取得費・自動車改造費助成決定通知書（第25号様式）又は自動車運転免許取得費・自動車改造費助成却下通知書（第26号様式）により通知するものとする。

（助成金額）

第38条 自動車運転免許取得費に係る助成は、1人1回とし、助成金の額は、当該免許の取得に要した費用の3分の2以内の額（1,000円未満切捨て）とする。ただし、その額が100,000円を超えるときは、100,000円を限度とする。

2 本人運転者に対する自動車改造費に係る助成金の額は、操向装置、駆動装置等の改造に要する経費とする。ただし、その額が100,000円を超えるときは、100,000円を限度とする。

3 介護運転者に対する自動車改造費に係る助成の対象自動車は、1世帯1台とし、助成金の額は、回転座席、移乗装置等の改造又は既に改造された自動車の購入に要する経費とする。ただし、その額が100,000円を超えるときは、100,000円

を限度とする。

(完了届等)

第39条 第35条の規定による自動車改造費に係る助成の決定を受けた者は、改造を完了したときは、完了届（第27号様式）に次に掲げる書類を添えて当該年度の末日までに市長に請求するものとする。

(1) 請求書

(2) 施工業者又は販売業者の領収書

(3) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条に規定する自動車検査証の写し

(4) 自動車運転免許取得費・自動車改造費助成決定通知書の写し

2 市長は、前項に規定による請求があったときは、これを審査し、助成金を支払うものとする。

第7章 補則

(規則第39条の市長が別に定めるもの等)

第40条 規則第39条の市長が別に定めるものは、政令第2条の表の上欄に掲げるものとする。

2 規則第39条の市長が別に定める限度は、同表の上欄に掲げる給付につき、それぞれ、同表の下欄に掲げる限度とする。

(他の法令による給付との調整)

第41条 成年後見制度利用支援事業及び自動車運転免許取得・改造事業に係る助成金（以下「地域生活支援事業に係る給付」という。）は、当該障害の状態につき、介護保険法の規定による介護給付、健康保険法（大正11年法律第70号）の規定による療養の給付その他の法令に基づく給付であって政令第2条の表の上欄に掲げるもののうち地域生活支援事業に係る給付に相当するものを受けることができるときは、同表の上欄に掲げる給付につき、それぞれ同表の下欄に掲げる限度において、行わない。

(不正利得の返還)

第42条 市長は、偽りその他不正の手段により地域生活支援事業に係る給付を受けた者があるときは、その者から、その地域生活支援事業に係る給付の額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

(雑則)

第43条 この要綱に定めるもののほか、地域生活支援事業の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

(春日井市手話通訳設置及び手話通訳者派遣事業実施要綱等の廃止)

第2条 次に掲げる要綱は、廃止する。

- (1) 春日井市成年後見制度利用支援事業実施要綱（平成17年4月1日施行）
- (2) 春日井市手話通訳設置及び手話通訳者派遣事業実施要綱（平成9年5月1日施行）
- (3) 春日井市移動入浴事業実施要綱（平成2年4月1日施行）
- (4) 春日井市身体障害者等日常生活用具給付等事業実施要綱（平成10年4月1日施行）
- (5) 春日井市障害児等日常生活用具給付等事業実施要綱（平成12年4月1日施行）
- (6) 春日井市障害者生活支援事業実施要綱（平成16年4月1日施行）
- (7) 春日井市重度身体障害者デイサービス事業実施要綱（平成15年9月1日施行）

(経過措置)

第3条 この要綱の施行前に前条第1号から第3号までに掲げる要綱に基づく申請等がなされた事業に係る費用の支払いについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年7月1日から施行する。
- 2 平成19年4月1日前にされた申請に基づく日常生活用具の給付等については、なお従前の例による。
- 3 平成19年4月1日から同年6月30日までの間にされた申請に基づく日常生活用具の給付等については、第1条の規定による改正後の春日井市地域生活支援事業実施要綱の例による。

附 則

この要綱は平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成23年4月1日から施行する。ただし、第35条の規定は、同年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は平成24年4月1日から施行する。
- 2 改正後の春日井市地域生活支援事業実施要綱の規定は、平成24年4月1日以後に実施する事業に係るものから適用し、同日前に実施した事業に係るものについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第2条の改正規定(「第5条第13項」を「第5条第12項」に、「同条第14項」を「同条第13項」に改める部分に限る。)、第12条第2項の改正規定及び別表第1(4)生活サポート事業の表に限る。)の改正規定 平成26年4月1日

(2) 別表第1 ((2)地域活動支援センター事業の表及び(4)生活サポート事業の表を除く。)の改正規定 平成25年10月1日
(経過措置)

- 2 改正後の春日井市地域生活支援事業実施要綱(第2条の改正規定(「第5条第13項」を「第5条第12項」に、「同条第14項」を「同条第13項」に改める部分に限る。)、第12条第2項の規定及び別表第1 ((2)地域活動支援センター事業の表の規定及び(4)生活サポート事業の表の規定を除く。)の規定を除く。)の規定は、平成25年4月1日以後に利用の申請があった事業に係るものから適用し、同日前に利用の申請があった事業に係るものについては、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表第1 ((2)地域活動支援センター事業の表及び(4)生活サポート事業の表を除く。)の規定は、平成25年10月1日以後に利用の申請があった事業に係るものから適用し、同日前に利用の申請があった事業に係るものについては、なお従前の例による。
- 4 改正後の第2条の規定(「第5条第13項」を「第5条第12項」に、「同条第14項」を「同条第13項」に改める部分に限る。)、第12条第2項の規定及び別表第1 ((4)生活サポート事業の表に限る。)の規定は、平成26年4月1日以後に利用の申請があった事業に係るものから適用し、同日前に利用の申請があった事業に係るものについては、なお従前の例による。
- 5 第3項の規定にかかわらず、平成25年10月1日から平成26年3月31日までの間における改正後の別表第1 ((3)日中一時支援事業の表に限る。)の規定の適用については、同表中「障害支援区分」とあるのは、「障害程度区分」とする。
- 6 この要綱の施行の際現に改正前の春日井市地域生活支援事業実施要綱第10条第1号の規定により登録を受けた者は、改正後の春日井市地域生活支援事業実施要綱第10条第1号の規定により登録を受けた者とみなす。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。ただし、平成28年3月31日以前に利用した就労移行支援事業又は自立訓練事業に係る更生訓練費及び同日までに申請があった施設入所者就職支度金の給付については、なお従前の例による。
- 2 改正後の第6条第1項第4号の規定は、第9条第3項の規定により平成28年4月1日以降の報酬として当該成年後見人等に支払われるものについて適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行し、同日以後の給付の申請に係るものについて適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、同日以後の給付の申請に係るものについて適用する。

附 則

この要綱は、平成31年1月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年12月1日から施行し、同日以後の日常生活用具の給付の申請に係るものについて適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は令和2年4月1日から施行する。ただし、第25条第1項第2号の改正規定(「備えるものとし、」の次に「職員の配置の基準にあつては、施設長1人及び利用者の数が15人までは指導員2人以上を配置することとし、利用者の数が15人を超えるときは2人に、利用者の数が5人又はその端数を増すごとに、1人を加えて得た数の指導員を配置することとする。」を加える部分に限る。以下同じ。)は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の春日井市地域生活支援事業実施要綱の規定（第25条第1項第2号の改正規定の規定を除く。）は、令和2年4月1日以後に実施する事業に係るものから適用し、同日前に実施した事業に係るものについては、なお従前の例による。
- 3 改正後の春日井市地域生活支援事業実施要綱の規定（第25条第1項第2号の改正規定の規定に限る。）は、令和3年4月1日以後に実施する事業に係るものから適用し、同日前に実施した事業に係るものについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和2年6月23日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の春日井市地域生活支援事業実施要綱の規定に基づいて調製されている用紙類で現に使用されているものは、改正後の春日井市地域生活支援事業実施要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の春日井市地域生活支援事業実施要綱の規定は、令和4年4月1日以後に実施する事業に係るものについて適用し、同日前に実施した事業に係るものについては、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際、改正前の春日井市地域生活支援事業実施要綱の規定に基づいて調製されている用紙類で現に使用されているものは、改正後の春日井市地域生活支援事業実施要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

附 則

この要綱は、令和4年11月1日から施行し、同日以後の申請に係る日常生活用具の給付について適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の春日井市地域生活支援事業実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の勤務に係る業務費の支給又は申請に係る自動車改造費の助成について適用し、同日前の勤務に係る業務費又は申請に係る自動車改造費の助成については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際、改正前の春日井市地域生活支援事業実施要綱の規定に基づいて調製されている用紙類で現に使用されているものは、改正後の春日井市地域生活支援事業実施要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第11条の3の規定は、令和6年4月1日以後の派遣に係る手話通訳者等の交通費について適用し、同日前の派遣に係る手話通訳者等の交通費については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年11月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱（第17条、第19条及び第20条を削る改正規定並びに別表第1(2)地域生活支援センター事業の表の改正規定及び別表第1(3) 日中一時支援事業の表18歳以上（ただし障害支援区分1以上の者とする）の項の改正規定に限る。）に

よる改正後の春日井市地域生活支援事業実施要綱の規定は、令和7年4月1日以後の利用に係る地域生活支援サービス費の支給について適用し、同日前の利用に係る地域生活支援サービス費の支給については、なお従前の例による。

- 3 この要綱（別表第1(3) 日中一時支援事業の表18歳以上（ただし障害支援区分1以上の者とする）の項及び同表18歳未満（ただし、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者手帳のいずれかの手帳所持者とする。）の項の改正規定に限る。）による改正後の春日井市地域生活支援事業実施要綱の規定は、令和7年4月1日以後に決定した地域生活支援サービス費の支給について適用し、同日前に決定した地域生活支援サービス費の支給については、なお従前の例による。
- 4 この要綱の施行の日前に改正前の春日井市地域生活支援事業実施要綱の規定より決定された賃貸住宅体験利用家賃助成の支給については、なお従前の例による。